

化学的酸素要求量、窒素含有量及
びりん含有量に係る総量規制基準
(第5次)

平成14年 6月

東 京 都

I	化学的酸素要求量についての総量規制基準	-----	1
II	窒素含有量についての総量規制基準	-----	1 1
III	りん含有量についての総量規制基準	-----	2 1

I 化学的酸素要求量についての総量規制基準

総量規制基準（ L_c ）は、次の算式により算出する汚濁負荷量とする。

- 1 昭和55年6月30日において既に設置されている指定地域内事業場（2に該当するものを除く。）

$$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

- 2 昭和55年7月1日以後に新たに特定施設が設置され、又は特定施設の構造が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定作業場内事業場

$$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

1及び2の算式において、 L_c 、 C_c 、 $C_{c j}$ 、 $C_{c i}$ 、 $C_{c o}$ 、 Q_c 、 $Q_{c j}$ 、 $Q_{c i}$ 及び $Q_{c o}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- L_c : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 $kg/日$ ）
 C_c : 別表第3欄（1）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/l ）
 $C_{c j}$: 別表第3欄（3）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/l ）
 $C_{c i}$: 別表第3欄（2）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/l ）
 $C_{c o}$: 別表第3欄（1）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/l ）
 Q_c : 特定排出水の量（単位 $m^3/日$ ）
 $Q_{c j}$: 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 $m^3/日$ ）
 $Q_{c i}$: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同期間内に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量（ $Q_{c j}$ を除く。））（単位 $m^3/日$ ）
 $Q_{c o}$: 特定排出水の量（ $Q_{c i}$ 及び $Q_{c j}$ を除く。）（単位 $m^3/日$ ）

ただし、 $C_{c j}$ 及び $Q_{c j}$ については、平成3年7月1日から平成8年8月31日において新增設された施設に係るもの（既設の施設に係る基準）と平成8年9月1日から総量規制基準の適用日前において新增設された施設に係るもの（既設の施設に係る基準）と都の総量規制基準の適用日以後において新增設される施設に係るもの（新設の施設に係る基準）

第5次総量規制基準（化学的酸素要求量）

別表

	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/l）			備 考
		(1)	(2)	(3)	
1	畜産農業（日平均排水量1,000㎡以上の事業場の場合に限る。）	40	40	30	
2	畜産農業（日平均排水量1,000㎡未満の事業場の場合に限る。）	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味そ製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	
19	化学調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、第3欄(3)の値は、30とする。
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	

29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	20	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	
51	器械生糸製造業	30	30	30	
52	座繰生糸製造業	30	30	30	
53	玉糸製造業	30	30	30	
54	生糸製造業（51の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
55	繊維工業（51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	80	80	70	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	30	30	30	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	40	40	30	

59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	100	100	90	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	50	50	50	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	90	90	80	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、90とする。
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
69	一般製材業	40	40	40	
70	木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものにあつては、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	50	50	50	接着機洗浄水を循環するものにあつては、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	40	40	40	
74	床柱製造業	40	40	40	
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナングラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	140	130	120	

80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	70	70	60	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
98	新聞業	50	50	50	
99	出版業	50	50	50	
100	印刷業	50	50	50	

101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	20	20	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	50	50	50	
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コーラル製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、第3欄(3)の値は、50とする。
120	プラスチック製造業	30	30	20	
121	合成ゴム製造業	40	40	40	
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	

125	合成繊維製造業	30	20	20
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40
129	塗料製造業	40	40	40
130	印刷インキ製造業	40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60
132	医薬品製剤製造業	30	30	30
133	生物学的製剤製造業	30	30	30
134	生薬製造業	20	20	20
135	動物用医薬品製造業	60	60	50
136	火薬類製造業	20	20	20
137	農薬製造業	30	30	20
138	合成香料製造業	120	110	110
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20
141	にかわ製造業	100	100	80
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20
143	写真感光材料製造業	15	10	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40
147	石油精製業	20	20	20
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30
149	コークス製造業	180	180	90
150	石油コークス製造業	70	70	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20
154	なめしかわ製造業	100	100	100

155	毛皮製造業	100	100	100	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	10	10	10	
172	うわ葉製造業	20	20	20	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	10	10	10	
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	20	20	20	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	20	20	20	
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	20	20	20	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	

184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	铸鋼製造業	10	10	10	
195	銑鉄铸物製造業（196の項及び197の項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
196	铸鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛铸鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	プリント配線基板製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	15	10	10	
207	精密機械器具製造業	25	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	活性汚泥法又は標準散水ろ床法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、18、18、18とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	30	30	20	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	

214	旅館	50	40	30		
215	リネンサプライ業	50	50	30		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	30		
217	商業写真業	60	60	60		
218	写真業（前項に掲げるものを除く。）	60	60	60		
219	自動車整備業	20	20	20		
220	病院	30	30	30		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	第2欄により算定した処理対象人員が5,000人以下のものにあつては、第3欄（1）の値は、40とする。	
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）	50	50	40		
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20		
224	ごみ処理業	30	30	30		
225	廃油処理業	20	20	20		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	20	20	20		
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40		
228	と畜場	40	40	40		
229	中央卸売市場	20	20	20		
230	地方卸売市場	20	20	20		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	20	20	20		
232	1の項から前項までに分類されないもの	自動式車両洗浄施設	15	10	10	
		浄水施設	15	10	10	
		指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（221の項及び222の項に係るものを除く。）	40	30	30	
		その他のもの	40	30	30	

II 窒素含有量についての総量規制基準

総量規制基準（ L_n ）は、次の算式により算出する汚濁負荷量とする。

- 1 総量規制基準の適用日前において既に設置されている指定地域内事業場（2に該当するものを除く。）

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

- 2 総量規制基準の適用日以後に新たに特定施設が設置され、又は特定施設の構造が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定作業場内事業場

$$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

1及び2の算式において、 L_n 、 C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_n 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

- L_n : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 $kg/日$ ）
 C_n : 別表第3欄（1）に掲げる窒素含有量（単位 mg/l ）
 C_{ni} : 別表第3欄（2）に掲げる窒素含有量（単位 mg/l ）
 C_{no} : 別表第3欄（1）に掲げる窒素含有量（単位 mg/l ）
 Q_n : 特定排出水の量（単位 $m^3/日$ ）
 Q_{ni} : 総量規制基準の適用日以後新たに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 $m^3/日$ ）
 Q_{no} : 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 $m^3/日$ ）

第5次総量規制基準（窒素含有量）

別表

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備 考
		(1)	(2)	
1	畜産農業（日平均排水量1,000㎡以上の事業場の場合に限る。）	60	60	
2	畜産農業（日平均排水量1,000㎡未満の事業場の場合に限る。）	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	25	15	
5	肉製品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除く。）	45	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	化学調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	

30	植物油脂製造業	25	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	めん類製造業	20	10	
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業	20	10	
37	豆腐・油揚製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	器械生糸製造業	20	10	
52	座繰生糸製造業	20	10	
53	玉糸製造業	20	10	
54	生糸製造業(51の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	20	10	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	20	10	

59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業	20	10	
70	木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業	20	10	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	20	10	
74	床柱製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	

81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	20	10	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	20	10	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10	
89	機械すき和紙製造業	20	10	
90	手すき和紙製造業	20	10	
91	塗工紙製造業	20	10	
92	段ボール製造業	20	10	
93	重包装紙袋製造業	20	10	
94	セロファン製造業	20	10	
95	乾式法による繊維板製造業	20	10	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
98	新聞業	20	10	
99	出版業	20	10	
100	印刷業	20	10	
101	製版業	20	10	

102	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10	
103	複合肥料製造業	15	10	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	15	10	
105	ソーダ工業	15	10	
106	電炉工業	15	10	
107	無機顔料製造業	50	40	
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	40	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	
116	メタン誘導品製造業	20	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コールタール製品製造業	1000	1000	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	20	10	
120	プラスチック製造業	20	10	
121	合成ゴム製造業	15	10	
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	

130	印刷インキ製造業	20	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
141	にかわ製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
149	コークス製造業	600	400	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	20	10	
156	板ガラス製造業	20	10	
157	板ガラス加工業	20	10	
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	
159	ガラス容器製造業	20	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	

163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
165	生コンクリート製造業	20	10	
166	コンクリート製品製造業	20	10	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	10	
168	黒鉛電極製造業	20	10	
169	砕石製造業	20	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	20	10	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	20	10	
172	うわ葉製造業	20	10	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	15	10	
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	15	10	
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	15	10	
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	15	10	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	15	10	
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	15	10	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	
182	鋼管製造業	15	10	
183	伸鉄業	15	10	
184	磨棒鋼製造業	15	10	
185	引抜鋼管製造業	15	10	
186	伸線業	15	10	
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	

194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業（196の項及び197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	プリント配線基板製造業	25	10	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
206	輸送用機械器具製造業	20	10	
207	精密機械器具製造業	20	10	
208	ガス製造工場	20	10	
209	下水道業	28	25	<p>(1) 活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を処理することができる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15とする。</p> <p>(2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、35、35とする。</p>
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	25	15	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	15	
213	飲食店	25	15	
214	旅館	25	15	
215	リネンサプライ業	30	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	25	15	

217	商業写真業	25	15		
218	写真業（前項に掲げるものを除く。）	25	15		
219	自動車整備業	25	15		
220	病院	25	15		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	25	10		
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）	40	10		
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	10		
224	ごみ処理業	25	15		
225	廃油処理業	25	15		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	40	20		
227	死亡獣畜取扱業	25	15		
228	と畜場	25	15		
229	中央卸売市場	25	15		
230	地方卸売市場	25	15		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	30	15		
232	1の項から前項までに分類されないもの	自動式車両洗浄施設	25	10	
		浄水施設	15	10	
		指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（221の項及び222の項に係るものを除く。）	35	10	
		その他のもの	35	10	

Ⅲ りん含有量についての総量規制基準

総量規制基準（ L_p ）は、次の算式により算出する汚濁負荷量とする。

- 1 総量規制基準の適用日前において既に設置されている指定地域内事業場（2に該当するものを除く。）

$$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

- 2 総量規制基準の適用日以後に新たに特定施設が設置され、又は特定施設の構造が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後新たに設置された指定作業場内事業場

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

1及び2の算式において、 L_p 、 C_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_p 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

- L_p : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 $kg/日$ ）
 C_p : 別表第3欄（1）に掲げるりん含有量（単位 mg/l ）
 C_{pi} : 別表第3欄（2）に掲げるりん含有量（単位 mg/l ）
 C_{po} : 別表第3欄（1）に掲げるりん含有量（単位 mg/l ）
 Q_p : 特定排出水の量（単位 $m^3/日$ ）
 Q_{pi} : 総量規制基準の適用日以後新たに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 $m^3/日$ ）
 Q_{po} : 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 $m^3/日$ ）

第5次総量規制基準（りん含有量）

別表

	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/ℓ）		備 考
		(1)	(2)	
1	畜産農業（日平均排水量1,000㎡以上の事業場の場合に限る。）	8	8	
2	畜産農業（日平均排水量1,000㎡未満の事業場の場合に限る。）	8	8	
3	天然ガス鉱業	3	2	
4	非金属鉱業	4	2	
5	肉製品製造業	6	1	
6	乳製品製造業	6	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味そ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	化学調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	

30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	6	1.5	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	3	1.5	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	めん類製造業	3	1.5	
36	こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業	3	1.5	
37	豆腐・油揚製造業	5	1	
38	あん類製造業	5	1	
39	冷凍調理食品製造業	8	1	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	4	1.5	
41	清涼飲料製造業	3	1.5	
42	果実酒製造業	3	1.5	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	3	1.5	
45	蒸留酒・混成酒製造業	3	1.5	
46	インスタントコーヒー製造業	3	1.5	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	器械生糸製造業	2	1	
52	座繰生糸製造業	2	1	
53	玉糸製造業	2	1	
54	生糸製造業(51の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
55	繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	2	1	
56	繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	2	1	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	2	1	

60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	4	1	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	2	1	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	4	1	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	2	1	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
69	一般製材業	2	1	
70	木材チップ製造業	2	1	
71	合板製造業	2	1	
72	パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
73	パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの	2	1	
74	床柱製造業	2	1	
75	木材薬品処理業	2	1	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	2	1	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	2	1	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナードグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	2	1	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	

82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	2	1	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	2	1	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	2	1	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	2	1	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	2	1	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	2	1	
89	機械すき和紙製造業	2	1	
90	手すき和紙製造業	2	1	
91	塗工紙製造業	2	1	
92	段ボール製造業	2	1	
93	重包装紙袋製造業	2	1	
94	セロファン製造業	2	1	
95	乾式法による繊維板製造業	2	1	
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
98	新聞業	2	1	
99	出版業	2	1	
100	印刷業	2	1	
101	製版業	2	1	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
103	複合肥料製造業	2	1	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
105	ソーダ工業	2	1	

106	電炉工業	2	1	
107	無機顔料製造業	2	1	
108	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	2	1	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	2	1	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	2	1	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	2	1	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	2	1	
114	石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
115	脂肪族系中間物製造業	2	1	
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	2	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1	
120	プラスチック製造業	2	1	
121	合成ゴム製造業	2	1	
122	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	2	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
129	塗料製造業	2	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	2	1	
132	医薬品製剤製造業	2	1	
133	生物学的製剤製造業	2	1	

134	生薬製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	2	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
141	にかわ製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
143	写真感光材料製造業	2	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	2	1	
145	イオン交換樹脂製造業	2	1	
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
147	石油精製業	2	1	
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
149	コークス製造業	2	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	2	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	2	1	
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	2	1	
157	板ガラス加工業	2	1	
158	ガラス製加工素材製造業	2	1	
159	ガラス容器製造業	2	1	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	2	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	2	1	
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	2	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
165	生コンクリート製造業	2	1	

166	コンクリート製品製造業	2	1	
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	2	1	
168	黒鉛電極製造業	2	1	
169	砕石製造業	2	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	2	1	
171	模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。）	2	1	
172	うわ葉製造業	2	1	
173	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	2	1	
174	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	2	1	
175	フェロアロイ製造業	2	1	
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
177	転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	2	1	
178	電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業	2	1	
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	2	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	2	1	
182	鋼管製造業	2	1	
183	伸鉄業	2	1	
184	磨棒鋼製造業	2	1	
185	引抜鋼管製造業	2	1	
186	伸線業	2	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	2	1	
189	めっき鋼管製造業	2	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	2	1	
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
192	鍛鋼製造業	2	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	2	1	
195	鉄鉄鋳物製造業（196の項及び197の項に掲げるものを除く。）	2	1	
196	鋳鉄管製造業	2	1	

197	可鍛鉄製造業	2	1	
198	鉄粉製造業	2	1	
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）	2	1	
200	非鉄金属製造業	2	1	
201	電気めっき業	2	1	
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
203	一般機械器具製造業	2	1	
204	プリント配線基板製造業	2	1	
205	電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。）	2	1	
206	輸送用機械器具製造業	2	1	
207	精密機械器具製造業	2	1	
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2. 8	2. 5	<p>(1) 活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを処理することができる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1. 5、1. 5とする。</p> <p>(2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3. 5、3. 5とする。</p>
210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）	4	2	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	2	
213	飲食店	6	2	
214	旅館	4	2	
215	リネンサプライ業	6	1	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	6	1	
217	商業写真業	4	2	
218	写真業（前項に掲げるものを除く。）	4	2	

219	自動車整備業	4	2		
220	病院	4	2		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	6	1		
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）	6	1		
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	6	1		
224	ごみ処理業	4	2		
225	廃油処理業	4	2		
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	4	1		
227	死亡獣畜取扱業	4	2		
228	と畜場	4	2		
229	中央卸売市場	4	2		
230	地方卸売市場	4	2		
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）	4	2		
232	1の項から前項までに分類されないもの	自動車車両洗浄施設	4	1	
		浄水施設	2	1	
		指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（221の項及び222の項に係るものを除く。）	6	1	
		その他のもの	6	1	